

高校生のための杉並区奨学金制度のご案内

杉並区奨学資金は、向学心がある区民で経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒本人に、学資金（奨学金）を無利子でお貸しする制度です。

● 対象となる高等学校等

「高等学校」・「高等専門学校」・「専修学校（高等課程）」

● 貸付の種類

「月額奨学金」・「入学準備金」（いずれか一方だけでも可）

	月額奨学金	入学準備金
貸付内容	高等学校等に入学し、卒業するまでの期間、生徒本人にお貸しします。	令和8年4月に高等学校等への入学が決まった生徒本人にお貸しします。
金額	国・公立 月額 17,000 円以内 私立 月額 29,000 円以内	国・公立 100,000 円以内 私立 300,000 円以内
貸付方法	生徒本人名義の口座に毎月初旬に振り込みます。	区役所学務課窓口で、合格通知等を確認の上、お渡しします。
申請受付期間	入学準備金及び令和8年4月分からの月額奨学金の貸付を希望する方 → 令和8年1月7日（水）～令和8年3月4日（水） （申請は、入学先決定前でも可）	
	高等学校等在学中の方 → 随時受付（申請した月分から貸付対象となります）	

- ・ 生徒本人が同種の貸付金を借り受けることはできません（例：杉並区奨学金と東京都育英資金との併用はできません）。
- ・ この制度は、保護者にお貸しするものではなく、生徒本人に直接お貸しするものです。借り受けた生徒本人は、貸付終了後に必ず返還しなければなりません。教育、研究、その他特定の職業に従事したことを理由とする返還免除の制度はありません。
- ・ 生徒本人と連帯保証人に貸付金返還債務を負っていただきます（保護者ではありません）。生徒本人の返還が滞った場合、連帯保証人に返還していただきます。

📎 杉並区奨学金の貸付申請をする前に、同封の『高校生とその保護者のための給付制度』をご覧ください。

申請できる人

以下の条件をすべて満たす方（生徒本人）

- ① 独立の生計を営む保護者と同居し、申請日現在、引き続き1年以上杉並区内に居住していること。
- ② 向学心があり、高等学校等の修学に支障がないこと。
- ③ 経済的理由により、修学が困難であること。※世帯の所得に上限があります。
- ④ 同種の奨学金を他から受けていないこと。
- ⑤ 連帯保証人（別世帯かつ別生計）を1人たてることができること。

連帯保証人の要件

以下の条件をすべて満たす方

- ① 生徒本人と別世帯・別生計であること。
- ② 成年者で杉並区内に住民登録があり、引き続き1年以上居住していること。

特例として、この要件を満たす方がいない場合は、日本国内の同一住所に継続して1年以上居住している方でも可

※杉並区外の方の場合、住民票（本籍・筆頭者記載のもの）を提出

- ③ 一定の職業を持ち、または独立した生計を営んでいること。
- ④ 保証能力があること（60歳以下）。
- ⑤ 現在、他の杉並区奨学金の奨学生（兄弟等を含む）の連帯保証人になっていないこと。また、奨学金の返還中でないこと。

必要書類

- ① 杉並区奨学金貸付申請書（区指定様式）
- ② 申請時に在籍している学校長の推薦調書（区指定様式）
- ③ 連帯保証人の住民登録が杉並区外の場合、連帯保証人の住民票（本籍・筆頭者が記載されているもの）
- ④ 申請者の世帯の中に、令和7年1月2日以降に杉並区へ転入している方がいる場合、その方の課税証明書

★申請書等は、区立中学校または区役所学務課にあります。

【世帯所得の上限額の目安】（令和7年4月1日現在の年齢で算出）

	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯構成	・父または母（41～59歳） ・中学生（14歳）	・父（41～59歳） ・母（41～59歳） ・中学生（14歳）	・父（41～59歳） ・母（41～59歳） ・中学生（14歳） ・小学生（11歳）	・父（41～59歳） ・母（41～59歳） ・高校生（17歳） ・中学生（14歳） ・小学生（11歳）
持家	3,057,160円	4,008,400円	4,699,850円	5,385,350円
借家	4,593,160円	5,683,600円	6,375,050円	7,060,550円

※家族構成、年齢等により上限額は異なります。金額は目安としてください。

- ・自営業の場合は、総売上から経費を引いた金額。給与所得者の場合は、総所得金額から10万円を控除した金額。
- ・借家については、1カ月の家賃が69,800円以上の場合で算出

【貸付金額の例】入学準備金と月額奨学金を限度額まで借りた場合

	国・公立	私立
入学準備金	100,000円	300,000円
月額奨学金 貸付期間（*）3年間	612,000円 （月17,000円×36カ月）	1,044,000円 （月29,000円×36カ月）
貸付金合計	712,000円	1,344,000円

【返還の例】上記貸付金額を最長10年間で返還する場合の各回返還額

	国・公立 （貸付金合計712,000円）	私立 （貸付金合計1,344,000円）
月賦（毎月返済）	1回目 9,900円×1回 2回目～ 5,900円×119回	毎回 11,200円×120回
半年賦（半年に1回返済）	毎回 35,600円×20回	毎回 67,200円×20回
年賦（1年に1回返済）	毎回 71,200円×10回	毎回 134,400円×10回

（*）貸付期間

原則として、令和8年4月から卒業するまでの期間（辞退や退学等があった場合や、杉並区外へ転出した場合は、その月までが貸付期間となります）

保護者の方へ ～必ずお読みください～

- 杉並区奨学金は、生徒本人への貸付制度です。
- 債務者は、生徒本人と連帯保証人のお二人になります。
- 生徒本人に返還の遅滞・滞納があった場合、連帯保証人に返還義務が生じます。
- 連帯保証人の期間は、借り受けから返還終了までの期間です。
連帯保証人を依頼する際は、上記の内容を十分説明の上、署名をお願いしてください（区から別途、連帯保証人に対し保証意思の確認を行います）。
- また、申請する際は、お子様と制度の趣旨を十分話し合い、借り受けから返還終了までの計画を検討してください。

申請

- ・区役所学務課の窓口に必要な書類一式を持参し申請してください。
できるだけ生徒本人と保護者が一緒にお越しください
- ・または、在籍中学校を通じて必要書類を提出してください。
奨学金の申請である旨を必ず学校に伝えてください。
※推薦入学等で入学準備金をお急ぎの方は、区役所学務課の窓口で手続きをしてください。
- ・連帯保証人には、区から保証意思の確認を行います。

可否決定



申請から1～2週間程度（学校経由の場合は2週間程度）で、生徒本人に書面で通知します。



- ・生徒本人、保護者、連帯保証人が連署した「誓約書」提出していただきます。

貸付開始



月額奨学金：生徒本人名義の口座に毎月初旬に振り込みます。

※4月分は、5月分とともに5月初旬に振り込みます

入学準備金：区役所学務課窓口でお渡しします

進級時



- ・進級した際に、高等学校等の在籍証明を付した「継続貸付申請書」を提出していただきます。

※「継続貸付申請書」の提出がない場合、区からの貸付は終了します。

卒業 (貸付終了)



- ・返還計画を記載した「借用証書」を提出していただきます。
- ・大学等に進学した時は、生徒本人が返還猶予申請書を提出することにより、返還を猶予することができます。

返還



- ・貸付終了月から1年間の据置期間を経過後、返還が始まります。
- ・返還方法は、「一括返済」「年賦（年1回返済）」「半年賦（年2回返済）」「月賦（年12回返済）」のいずれか
- ・返還開始から最長10年間で完済していただきます。

個人情報の利用について

奨学金の貸付及び返還に関する事務は、税情報と住民基本台帳情報を利用します。これらの情報は奨学金事務に必要なものであり、目的以外には使用いたしません。

申請・問い合わせ先

杉並区教育委員会事務局 学務課 就学奨励担当
杉並区役所 東棟6階 4番窓口
電話 03 (3312) 2111 (代表) 内線 1625・1626

東京都内に住む方を対象とした

高校生とその保護者のための給付制度(国・都制度)

国および東京都には、高校進学のための給付制度があります。いずれも、高校進学後に申請手続きが必要です。

なお、貸付ではありませんので、返済の必要はありません。

国・公立	就学支援金等	奨学給付金	授業料免除制度（都立のみ）
私立	就学支援金等	授業料軽減助成金	奨学給付金

制 度	令和7年度概要
国の制度 就学支援金等 国・公立 私立	収入要件無し 年間支給額（全日制の場合） 国・公立 118,800 円 私立 118,800 円・396,000 円 世帯所得等により加算が異なります。 授業料を国が支援する制度です。在学する学校が、生徒本人に代わり授業料として受け取りますので、生徒本人（保護者）に対して、直接支払われるものではありません。
都の制度 授業料軽減助成金 私立のみ	収入要件無し 年間支給額（全日制の場合） 私立 94,000 円・371,200 円 世帯所得等により支給額が異なります。 私立高等学校等の授業料の一部を東京都が助成する制度です。「就学支援金等」と合わせて最大 490,000 円の範囲内で、保護者が負担する授業料を上限に支給されます。
都の制度 奨学給付金 国・公立 私立	収入要件 住民税が非課税及び均等割のみの世帯、生活保護世帯 年間支給額（全日制の場合） 国・公立 32,300 円・122,100 円・143,700 円 私立 52,600 円・142,600 円・152,000 円 世帯所得等により支給額が異なります。 東京都が授業料以外の教育に必要な経費の一部を助成する制度です。

詳しい内容については、下記にお問合せください。

【国立・都立】東京都教育庁高等学校教育課経理担当 ☎5320-7862

【私立】東京都私学就学支援金センター

☎6743-5011（就学支援金等） ☎5206-7925（奨学給付金・授業料軽減助成金）

返還の必要のない給付制度の活用例(私立：令和7年度)

		授業料の負担軽減		合 計
		就学支援金等 (国)	授業料軽減 助成金(都)	
年収目安 (モデル世帯)	約 910 万円以上	118,800 円(国) (4・7 月申請)	371,200 円(都) (6～7 月申請)	490,000 円
	約 910 万円 未 満 ～ 約 590 万円 以 上			490,000 円
	約 590 万円 未 満	396,000 円(国) (4・7 月申請)	94,000 円(都) (6～7 月申請)	490,000 円

公益財団法人東京都私学財団リーフレットより抜粋

例えば … 世帯年収が約 590 万円以上～約 910 万円未満の世帯の方の場合		
都内私立高校平均授業料相当の 490,000 円までの負担が軽減されます		
都内私立高校 平均授業料	負担軽減額	授業料軽減助成金:371,200円 就学支援金:118,800円
計490,000円	計490,000円	

※年収の目安は保護者一人のみ給与収入がある4人世帯（夫婦と子ども2人）をモデルとした場合です。

年収は目安であり、審査は区市町村民税課税標準額等に基づき行います。

※就学支援金等と授業料軽減助成金の支給総額（最大軽減額）は、490,000 円の範囲内で保護者が負担する在学校の授業料が上限となります。

国の就学支援金等と都の授業料軽減助成金に加え、生活保護受給、住民税が非課税及び均等割りのみの世帯は、奨学給付金の対象となります。

- ・生活保護生業扶助受給世帯 32,300 円又は 52,600 円
 - ・住民税が非課税及び均等割のみの世帯 143,700 円又は 152,000 円

東京都及び東京都以外の自治体が認可している私立通信制高校も授業料負担が軽減されます。

就学支援金等＋授業料軽減助成金＝27 万 6,000 円まで

（都認可私立通信制高校平均授業料相当額）